

本事業は「酒井貞子看護師等人材育成基金」を活用し実施しています。

令和6年度丹波篠山市看護師等修学資金貸与募集要項

丹波篠山市では、市内の有床診療所及び病院における看護業務従事者の確保をはかり地域医療の向上に資すること、また、介護保険施設等において介護予防や適切なリハビリテーションを提供することを目的とし、令和6年度の看護師等修学資金貸与を希望される方を募集します。

1 貸与対象者

以下(1)～(3)の条件をすべて満たしている方

- (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第19条、第20条及び第21条、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条及び第12条並びに言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条に規定する文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学又は入学見込みの者
- (2) 本人又はその1親等の直系親族(当該親族がいない場合は、市長が認めた者)が丹波篠山市に住所を有すること
- (3) 養成施設を卒業後、貸与を受けた本人が1年以内に丹波篠山市に居住し、また、(1)に掲げる看護師等として丹波篠山市内の医療機関及び介護保険施設、障がい者施設(以下「医療機関等」という。)に勤務する意思を有すること

本要綱における看護師等の定義

「看護師」「保健師」「助産師」「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」

本要綱における医療機関等の定義

「医療機関」: 24時間医療体制を実施している市内の有床診療所及び病院

「介護保険施設」: 介護保険法に定められる介護保険サービス施設・事業所

「障がい者施設」: 障害者総合支援法に定められる施設・事業所および児童福祉法に定められる施設・事業所

2 修学資金貸与額

修学資金の貸与額 月額50,000円(年間600,000円)

3 修学資金の貸付利率

貸付利息 無利息

4 貸与期間

貸付けを決定した月から養成施設を卒業する月までの期間

※休学、留年、停学に相当する期間は、貸付休止となります

5 申込手続き・受付

(1) 申込に必要な書類

- ①丹波篠山市看護師等修学資金貸与申請書（本市所定のもの）
 - ・申請書には写真（約 2.4 センチ×約 3.0 センチ）を貼付すること
 - ・連帯保証人 2 名が必要になります
 - ・連帯保証人は、各々独立の生計を営む成年者で、修学資金貸与が決定した場合には、申請者と連帯し修学資金の返還の債務を負担することになります
 - ・連帯保証人 2 名が父母など夫婦となっている申請は受付いたしかねます
 - ・申請者が未成年の場合は、連帯保証人 2 名のうち 1 名は必ず法定代理人（親権者又は未成年代理人）としてください
- ②本人が丹波篠山市に住所を有するときは、本人の住民票
本人が丹波篠山市に住所を有さないときは、その 1 親等の直系親族の住民票
- ③戸籍抄本
- ④在学証明書又は合格証明書
- ⑤連帯保証人の所得を証明するもの（源泉徴収票の写し、所得税確定申告の控え、課税証明書など）
- ⑥修学資金貸与確認表

(2) 受付期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 3 月 2 2 日（金）

- ※土・日曜日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 15 分まで下記 (3) 窓口で受付
- ※郵送による場合は 3 月 22 日（金）必着で下記 (3) まで送付のこと

(3) お問い合わせ・申し込み先

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41 番地 丹波篠山市役所内（第 2 庁舎 1 階）
丹波篠山市 保健福祉部 長寿福祉課 福祉総務係
TEL (079) 552-5346（直通）

※募集要項及び申請書は、丹波篠山市保健福祉部長寿福祉課に設置しています。

また、丹波篠山市ホームページからもダウンロードができます。

※郵送希望の方は返信用封筒（角 2 封筒に返信先の住所、氏名等を記入し 140 円切手を貼ったもの）を同封し、上記お問い合わせ先まで送付してください。

6 貸与可否の決定通知

4 月下旬から 5 月初旬に本人へ直接通知（郵送）します。

7 貸与の開始

年度の半期分（4 月末（300,000 円）および 10 月末（300,000 円））を銀行振込により貸与。貸与初年度の前期については 5 月末を予定。

8 修学資金の返還

貸与を受けた者が養成機関を卒業した翌月から、月額50,000円（無利息、年間600,000円）を、納付書により、月払い、半年払い、一括返済の方法により返済いただきます。

また、貸与を受けた者が以下（1）～（8）に該当したときについても、修学資金を返還いただきます。

返還方法については丹波篠山市看護師等修学資金貸与条例及び同条例施行規則の規定に基づき決定します。

- （1） 貸与を受ける要件を失ったとき。
- （2） 借受人であることを辞退したとき。
- （3） 心身の故障のため養成機関を卒業する見込みがないと認められるとき。
- （4） 学業成績又は性行が著しく不良となったと認めるとき。
- （5） 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- （6） 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- （7） 養成施設を卒業後、1年以内に丹波篠山市内に居住しないとき、及び、看護師等として丹波篠山市内の医療機関等に勤務しないとき。
（※市内医療機関等の採用状況により、採用がなく1年以内に勤務できない場合も返還の対象となります。）
- （8） 返還を免除される満了期間までに、市外へ転出したとき。また、市内の医療機関等を退職されたとき。

9 修学資金の返還の猶予および免除

貸与を受けた者が養成施設を卒業後1年以内に丹波篠山市内に居住し、丹波篠山市内の医療機関等に看護師等として就職（正規職員として勤務）した場合は、申請により修学資金の返還の猶予を受けることができ、修学資金貸与を受けた期間勤務された場合は、申請により返還の免除が適用されます。

10 その他

- （1） 養成校在学中および修学資金の返還の猶予期間中は、定期的（4月頃）に近況状況報告（在学・在勤証明書）を提出いただくことになります。
- （2） 高等学校看護科（5年一貫教育）について、学校教育法上の高等学校教育部分（3年間）については本制度の対象になりません。4年次、5年次は貸与募集の対象となります。